

西予市告示第110号

西予市不妊治療費(保険適用分)補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月20日

西予市長 管 家 一 夫

西予市不妊治療費(保険適用分)補助金交付要綱の一部を改正する告示

西予市不妊治療費(保険適用分)補助金交付要綱(令和5年西予市告示第163号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「(以下「申請日」という。)」を削る。

第4条中「、医療保険各法に規定する療養の給付が適用(以下「保険適用」という。)される一般不妊治療、生殖補助医療並びにそれらに付随する検査、治療及び投薬(保険薬局における調剤を含む。)であって」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 医療保険各法に規定する療養の給付が適用(以下「保険適用」という。)される一般不妊治療、生殖補助医療並びにそれらに付随する検査、治療及び投薬(保険薬局における調剤を含む。)であること。

第5条中「控除した額」の次に「と補助上限額5万円とを比較し、少ない方の額」を加える。

様式第1号中「(ただし、令和5年9月以前の領収で紛失した場合は省略可能)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年5月20日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第5条の規定は、令和8年10月1日以後に実施した治療に係る補助金額について適用し、令和8年9月30日以前に実施した治療に係る補助金額については、なお従前の例による。。